

# 民 法

平成23年9月17日（土） 13:00～16:30

## 解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は4枚（各問について2枚）、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、第1問と第2問とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、各問につき2枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【第1問】 以下の事案について、問いに答えなさい。（配点：75点）

- 1 AはBに自動車（以下「本件車両」という。）を売買したが、分割払いにしたため代金完済までAに所有権を留保し登録名義はAのままである。Bは本件車両の引渡を受けたが、分割金の支払いを怠れば、Aの請求により期限の利益を喪失し、AはBに本件車両の引渡請求ができるとされていた。
- 2 BはC所有の土地（以下「本件土地」という。）を駐車場として賃借した。しかし、その後、Bが賃料を支払わないので、Cは賃貸借契約を解除した。ところが、その後も、Bは本件土地から本件車両を撤去しない。
- 3 また、Bは本件車両売買代金の分割金の返済も怠ったので、Aは請求により期限の利益を喪失させた。

小問1 Cは、Bに対し、本件土地から本件車両を撤去するよう請求することができるか。

小問2 Cは、Aに対し、本件土地から本件車両を撤去するよう請求することができるか。

【第2問】 以下の事案について、問いに答えなさい。（配点：75点）

Aは、代金完済と引き換えに登記手続きをするという約束で、その所有する土地を1000万円でBに売り渡した。Bは代金を完済したが、登記はA名義のまま放置していた。2ヶ月後、Aは、1200万円で本件土地をCに売却し、登記も移転した。本件土地は、その後も騰貴し続け、一時は2000万円となったが、現在は1300万円で落ちついている。

この場合において、Bは、A及びCに対して、どのような請求をすることができるか。

以上